

始良市複合新庁舎（本庁舎）建設基本・実施設計業務プロポーザル評価要領

本要領は、始良市複合新庁舎（本庁舎）建設基本・実施設計業務に係る受注者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、参加表明書及び技術提案書等の評価について、必要な事項を定めるものである。

1 一次審査

(1) 選定方法

ア 一次審査による選定は、本要領に基づき評価を行う。

イ 各評価項目は、(2) 評価基準による。

ウ 各評価項目の合計点（100点満点）の結果をもって、始良市複合新庁舎建設設計業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議により、二次審査対象者を5者程度選定する。なお、合計点が同点の場合は、「配置予定技術者の資格及び技術力等」の点数の優劣により選定する。また、「配置予定技術者の資格及び技術力等」の点数が同点の場合は、評価項目「配置予定技術者の資格及び技術力等」の評価の着目点である「同種又は類似業務の実績」の点数の優劣により選定するものとする。

(2) 評価基準

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）が提出した参加表明書等に基づき、下表に記載する評価項目について評価の着目点をもとに事務局が採点し、選定委員会に提出する。

評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
参加者の評価	技術職員数	技術職員数を評価する。		2
	有資格者数（*1）	有資格者数を評価する。		5
	同種（*2）又は類似業務（*3）の実績	業務の種類、規模、構造等（*4）について評価する。（最大5件まで）		20
配置予定技術者の資格及び技術力等	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を評価する。	主任技術者 構造	8
	同種又は類似業務の実績		主任技術者	
管理技術者				
	主任技術者		積算	
同種又は類似業務の実績		業務の種類、規模、携わった立場、件数、免震・制振の有無を評価する。（最大5件まで）	総合	
	構造			
	電気			
	機械			
			積算	

	配置予定技術者の繁忙度	配置予定技術者の手持ち業務数を評価する。	管理技術者		10
			主任技術者	総合	
				構造	
				電気	
				機械	
			積算		
計					100

- * 1 有資格者数：複数の資格を有する者は、最も専門とする分野で記載すること。
- * 2 同種業務：平成 15 年 4 月 1 日以降に、延床面積 5,000 m²以上の銀行、本社ビル、庁舎等（国土交通省告示第 15 号別添二第四号第 2 類）の基本設計及び実施設計に関する業務をいう。
- * 3 類似業務：平成 15 年 4 月 1 日以降に、延床面積 5,000 m²以上の事務所等（国土交通省告示第 15 号別添二第四号第 1 類）の基本設計及び実施設計に関する業務をいう。
- * 4 業務の種類、規模、構造等：同種又は類似業務とその規模について評価するとともに、免震・制震構造の建築物又は災害拠点である耐震構造の建築物の実績を評価する。また、同種又は類似業務についての受賞歴や CASBEE 認証実績を評価する。

2 二次審査

(1) 選定方法

- ア 二次審査対象が提出した技術提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング審査の評価により、最優秀者 1 者、次順位者 1 者を選定する。
- イ 技術提案書は、(2) 技術提案項目による方針及び課題に関する基本的な考え方などを文章及びそれを補足する図案・イラスト等により表現し、提出する。
- ウ 二次審査の評価は(3) 評価基準による。なお、評価の結果、点数が同点の場合は、(3) 評価基準の評価項目「特定課題に対する提案」の点数の優劣により選定するものとする。

(2) 技術提案項目

下表に掲げる項目について技術提案を求める。

業務実施方針	始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画の内容を踏まえ、各課題に対する基本的な考え方や、設計を進める上で特に配慮する事項、業務の取組み体制、設計チームの特徴、設計工程を含む事業全体のロードマップ等について
特定課題 1	市民の安全・安心を確保できる、地域防災拠点としての庁舎 ・風水害や地震などの災害発生時において、市民の安全・安心を確保するために、関係機関と連携しながら復旧・復興に欠かせない行政機能・防災拠点機能を確保することができる庁舎

	<ul style="list-style-type: none"> 十分な耐震性能を有し、風水害、火山噴火など様々な災害時においても機能を維持することができる強固な躯体とライフライン等のバックアップ機能を備える庁舎
特定課題 2	市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる庁舎
	<ul style="list-style-type: none"> 市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民が気軽に集い、交流できる「まちづくりの拠点」となる庁舎
特定課題 3	人にも環境にもやさしく、経済的な庁舎
	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの理念を取り入れた、人にやさしい庁舎 再生可能エネルギーなどの導入により環境負荷の低減に努める、地球環境にやさしい庁舎 ライフサイクルコストを低減し、次世代に受け継がれる施設として負担の少ない、経済的な庁舎
	機能性・効率性が高く、市民サービスの向上を実現する庁舎
特定課題 4	機能性・効率性が高く、市民サービスの向上を実現する庁舎
	<ul style="list-style-type: none"> 時代とともに変化する市民ニーズや多様化する行政ニーズに柔軟に対応する庁舎 機能の集約やスペースの共用化など、機能性と効率性が高く、無駄のない庁舎 来庁者のニーズに応え、利便性の高い庁舎

(3) 評価基準

技術提案書等及びヒアリングの内容について、下表に掲げる評価基準により選定委員それぞれの総合的判断に基づき評価を行う。なお、評価結果は、各委員の採点結果の合計得点による。

評価項目	評価基準	技術提案	配点
業務実施方針	業務に対する取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、実現性、独創性等を総合的に評価する。(様式第 15 号 担当チーム(設計体制)の概要の評価を含む。)		10
特定課題に対する提案	特定課題に対する提案の的確性(与条件との整合性が図られているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、役割や責任が明確となっている体制か等)、独創性(工学的見地に基づく独創性、新規性、アピール力、発信力等)を考慮して総合的に判断する。	特定課題 1	10
		特定課題 2	10
		特定課題 3	10
		特定課題 4	10
計			50